

# 多国籍企業の活動と環境損害

## — 親会社本国と外国子会社との関係 —

齊 藤 功 高

### Activities of Multinational Corporation and Environmental Injuries Caused

### — The Relation between Home State of Parent Company and Its Subsidiary Abroad —

Yoshitaka SAITO

#### Abstract

The purpose of this paper is to clarify whether the home state of the multinational corporation should take liability for environmental injuries caused by activities of its subsidiary abroad. First, it is examined whether the host state of the subsidiary can claim compensation from its parent company by lifting the corporate veil. Second, it is inquired which theory, such as territoriality principle, nationality principle, and effect theory to follow the relation between the home state and the subsidiary abroad, is fitted for the relation of home state and a subsidiary abroad in the context of International Environmental Law. Third, it is pointed out how the activities of the multinational corporation should be regulated from the viewpoint of the protection of international environment. And finally I insist that home state should construct at least the legal system to impose compensation on parent company for damage which its effectively controlled subsidiary caused within the host state.

#### 1. はじめに

多国籍企業<sup>(1)</sup>の活動については、その巨大な資本の故に、種々の問題を提起してきた。従来それは、経済法の分野において、本国の国家法をいかにその活動に当てはめていくかが問題になっていた。しかし、近年、その多国籍企業が国際環境法の分野でも問題になってきた。それは、本

国では危険な活動のため操業基準を厳しく設定されている企業が、とりわけ発展途上国に進出して企業活動を行うことによって、概して環境基準が低い途上国に環境損害を引き起こす場合が出てきたことによる。さらに、そこでの操業によって引き起こされた環境破壊が、地球規模の環境汚染に発展するおそれもある。

もちろん、多国籍企業は民間企業であるため、国家の管理が及ぶ範囲は限られている。多国籍企業は子会社を世界中に展開しており、その一つ一つの子会社は現地国家の法人になっており、その意味では、多国籍企業の外国子会社はその子会社が事業を展開している受け入れ国の企業である。

国際法の伝統的な考え方である領域主権から見ると、親会社の本国が規制できるのは本国にある親会社とその活動であり、受け入れ国にある子会社は受け入れ国の領域主権に服することになる。<sup>(2)</sup> 受け入れ国の子会社が環境損害を引き起こした場合、受け入れ国側で処理しなければならないが、親会社の本国には何ら責任がないことになる。

しかし、多国籍企業が世界的な規模で展開している今日、親会社本国は外国子会社に対して何らの規制もできないのであろうか。また、受け入れ国は親会社本国に何らの請求もできないのであろうか。親会社本国と外国子会社との間に非領域的・機能的リンクによる紐帯を設定し、親会社本国の実効的管理を外国子会社に及ぼす考えも出てきていることから、ここで親会社と外国子会社の関係、親会社本国と外国子会社あるいは、親会社本国と受け入れ国との関係、さらに、国際環境法の枠組みにおける親会社本国の責任を再考してみたい。

- (1) 多国籍企業とは「それを構成する個々の法人は特定の国家の法律に基づいて設立されているが、共通の管理、財政上のコントロールにより結合され、結合された政策を遂行する複数の法人グループから成っている」(1987年アメリカ対外関係法第三リステイトメント213条) 企業と一応定義しておく。
- (2) たとえば、Sumitomo Inc. v. Avagliano事件に関する1982年の米国連邦最高裁判所判決では、原告が日本法人である親会社・住友の全額出資による住友の子会社であっても、それが米国で設立された米国法人であることから、人権保護上で、日本法ではなく米国法(1964年のCivil Rights Act上の差別撤廃条項)の適用があるとした。広瀬善男、「国家法の域外適用と国際法」『国際関係法の課題』(1988)、有斐閣、315頁。457U.S.176(1982)

## 2. 多国籍企業が引き起こした環境損害事件に見る傾向性

ここでは、次の4つの事件、すなわち1976年のイタリア・セヴェソにおけるガス爆発事故、1984年のインド・ボパールの爆発事故、1985年のARE事件、1978年のアモコ・カジス号事件を取り上げ、そこで使われた法人格否認 (lifting the corporate veil) の法理を述べる。

### (1) セヴェソガス爆発事故<sup>(1)</sup>

この事件は、イタリア、メダにあるICMESA社でトリクロロフェノール (trichlorofenol) 生産装置の安全弁が爆発し、ダイオキシンを含むガスが発生し、セヴェソなど広範囲にわたる地域が汚染された事件である。

ICMESA社はイタリア国籍の会社であるが、1976年にスイスの3つの会社が当該会社の株

式を所有した。Givaudan社が約46%、Hoffmann La Roche社が約30%、Dreirosen社が約24%であるが、Givaudan社は実質的にHoffmann La Roche社が支配していた。ICMESA社の社長はGivaudan社の取締役を兼ねており、トリクロロフェノールの生産は親会社の決定に基づいてなされ、また、意思決定・生産・企業戦略等、経済的な意味での統一性が親会社との間で保たれていた。

この事件では、原告は裁判を選ばず、和解による解決を選んだ。その理由として、被害者の早期救済の観点から被告住所地スイスでの裁判を避けたかったこと、イタリア・スイス間の民事・商事判決の承認執行に関する条約によりイタリアで裁判して判決が出ても、イタリアの裁判所が同条約に規定された「管轄裁判所」として認定されるかどうか問題となることが挙げられている。そこで、法人格否認の法理により親会社の責任を追及していくために裁判外での解決を選んだと思われる。

結局この事件については、まず、事故を起こしたイタリアの子会社と、これを資本上・経営上、実質的に支配しているスイスの親会社の間で、補償に関して親会社が全責任を負うという内容の合意を行ない、これにイタリアの国家と州が同意を表明する、という形が取られた。こうして、イタリアの国家と州を一方当事者とし、親会社及び子会社を他方当事者とする和解協定が結ばれ、国家と州に補償金が支払われて紛争の主要な部分は解決された。

## (2) インドボパールのガス爆発事故<sup>(2)</sup>

この事件は、1984年12月2日夜半から3日未明にかけ、中央インドに位置するマドゥヤ・ブラデッシュ州都ボパールにおいて、ユニオン・カーバイド社(UC)の子会社インド・ユニオン・カーバイド社(UCIL)の農業プラントから猛毒のイソシアン酸メチルが漏出し、付近のスラム地区から市内の人口密集地区へと漂流し、約2千人が死亡し、約20万人が健康被害を受けたと推定される事故である。

1986年5月12日、アメリカ連邦ニューヨーク南地区裁判所はボパール事故被害者のUCに対する損害賠償訴訟についてアメリカの裁判管轄権を否定した。ついで1987年1月14日、連邦第2巡回控訴裁判所もその判断を支持した。

それを受けて、1989年2月14日、インド最高裁判所はUCと全被害者を代理するインド中央政府に和解を勧告し、両者がこれを受諾した。

インド側がなぜアメリカの裁判所へ訴を提起したかという点、賠償資力の乏しいUCILではなく、遙かに大きな賠償資力のあるUCの賠償責任を問うとともに、工場からの有害物質による被害については厳格責任を認めるアメリカ法のもとで有利な判決を得ることにあった。

原告側のインドは、一体的多国籍企業としてのUCILの支配を通じて、UCは子会社の行為について責任を負うべきであり、その責任に関する証拠は企業上の決定の中心地であるアメリカに存在するから、本件については米国の裁判権行使が認められるべきであると主張した。

しかし、本件を併合して審理した連邦地裁は、フォーラム・ノン・コンヴィニエンス(forum non conveniens)の法理の適用により、本件はインドの裁判所で審理すべきものと判断し、米国はその裁判管轄権の行使を控えるべきものとの却下の決定を行った。

その際、連邦地裁は3つの条件を決定した。すなわち、第1に、UCが、インドの裁判管轄権に服すること、第2に、同社は米国連邦民事訴訟に基づく証拠開示手続を遵守すること、第3に、UCはインド裁判所の判決・決定を履行することである。また、それは連邦控訴審でも

支持された。そして、地裁で付けられた3条件のうち、UCがインドの裁判管轄権に服するという条件によって、インドで裁判が行われることになった。

本件は1989年2月14日、インド最高裁の和解命令を受けて、UCが補償金を支払い、決着をみた。

親会社本国での裁判管轄権行使は実現されなかったものの、親会社は、自国の裁判所の付した条件に基づき、インドの裁判管轄権に関する限り、法人格独立性の主張によってはこれを回避することができなかった。

ちなみに、UCは、子会社であるUCILに対して50.9%の株式を保有していたが、子会社は1934年に設立されて以来、爆発事故を起こすまでの50年間、ある程度自律的に操業されていたことが認められる。例えば、米国人従業員は操業準備が完了した1982年以降、ボパール工場では働いていないこと、同工場の設計についても、UCは基本デザインを移転したのみで、実際の工場建設はUCILの管理下でなされたこと、さらに、この事故の原因は、従業員の安全規則に違反する操作による人為的なミスであること、などが指摘されている。

### (3) マレーシアARE事件<sup>(3)</sup>

マレーシア・エイシアン・レア・アース (ARE) 社は、三菱化成が35%出資して設立された現地法人である。ARE社はテレビなどの蛍光体に使われる希土類 (レア・アース) をモナザイト鉱石から抽出していた。この希土の抽出後の残土として、トリウム232という放射性物質を14%含む廃棄物が多量に発生する。この廃棄物をARE社は、工場裏の池等に不法投機していた。

これについて、住民はこのようなずさんな放射性廃棄物の投棄によって、周辺住民の健康被害が発生したとして、ARE社の操業停止と損害賠償を求めて裁判所に提訴した。1992年7月、イポー州高裁は、住民の訴えを認容したが、1993年12月最高裁では、訴えを棄却した。

高裁は、英米法のネグリジェンス (過失) 不法行為、ライランズ対フレッチャー法理、プライベート・ニューサンスを用いて、ARE社の廃棄物管理には過失があったが、直接損害の証拠がないのでネグリジェンス (過失) 不法行為は成立しないが、他の2つの法理によって、操業を差し止められるとした。

しかし、最高裁は、高裁がARE社の従業員の不正操作に関して事実誤認をしたこと、また、ARE社は、原子力許可法に基づき、通産省と原子力許可委員会の発布した免許によって操業しているので、監督庁に免許の取消をさせるのは原告たちがすべきことであると判示した。

これらの判決は、ARE社の親会社に責任を追求してはいないが、ARE社のように出資率が50%に満たない場合であっても、人事や経営上のノウハウ等を通じて、あるいは、工場の設計や運用・技術・原材料の調達や製品の販売といった種々の面で、親会社による経営上の実効的な支配関係が仮に認められ、かつ、その支配関係に基づいて一定の指示が行なわれていた結果として、主張されたような住民の被害が立証されたならば、この親会社に対する法的責任追求の可能性も考えられないわけではない。もっとも、本件については、マレーシア最高裁が1993年12月23日の判決でARE社による不法行為の存在自体を認容しなかったので、親会社の責任問題まで進展することはなかった。<sup>(4)</sup>

#### (4) アモコ・カジス号事件<sup>(5)</sup>

本事件は、大型タンカーアモコ・カジス号が1978年3月フランスのブルターニュ海岸付近で座礁し、その結果約23万トンの原油が流出してフランスに多大な損害を与えた事件である。

アモコ・カジス号の名目的所有者はアモコ・トランスポート（リベリアの法人）であるが、実質的所有者は、親会社のスタンダード石油会社（米国イリノイ州法人）であった。

本件の場合、油濁損害についての民事責任に関する1969年のブラッセル条約9条によると、管轄裁判所は、被害地すなわちフランスの裁判所となる。しかし、この条約では責任限度額が少額であったため、原告であるフランスは、ブラッセル条約に参加していない米国の裁判所、つまり被告スタンダード・グループの本拠地であるイリノイ州の連邦裁判所に訴えを提起した。

連邦地裁は、米国の海事裁判管轄権に基づき、可航水域における不法行為として、その管轄権を容認した。また、アモコ・カジス号の建造にあたったスペインのアスティエロス造船会社に対するスタンダード側の求償権に関する訴訟についても、被告側から出されたフォーラム・ノン・コンヴィニエンスの申立を排して、イリノイ州のロング・アーム・スタチュートの適用により、同裁判所の管轄権行使が認められた。この事件では、アメリカの裁判所は、企業の一体性を根拠に真正面から親会社本国での裁判管轄を認めた。

アモコ・カジス号の名目的所有者であるトランスポートや、その運航を担当していたアモコ・インターナショナルはいずれも、スタンダード石油会社とその株式の100%を保有する子会社であるばかりでなく、日常的な業務遂行において、親会社と子会社との垣根は全くないという状態であったので、裁判所は「スタンダード石油会社とその子会社であるアモコ・インターナショナルおよびトランスポートに対して、これらが単にスタンダードの下部組織にすぎないと見なされるような形でコントロールを行使していた」と認定した上で、「石油製品の生産・運送・販売を系統的に子会社を通じて行う統合された多国籍企業として・・・スタンダードは、その子会社の不法行為について責任を負う」と判示した。

アモコ・カジス号についても、その設計・建造・運用・維持・修理・船員訓練などすべての側面について、スタンダードが直接関わっていたことが証明されているほか、同船の操舵機関が故障してから座礁・大破するまでの9時間余の間、船長は継続的にシカゴのスタンダードの事務所と無線で連絡をとって指示を受けていた。

そうした観点から、本件では、アモコ・カジス号の油濁損害に対してスタンダード石油会社は親会社として賠償責任を負うものとされた。<sup>(6)</sup>

#### (5) 法人格否認の法理

上記一連の事件では、親会社や子会社の民事責任の追求のみがなされ、親会社の本国の責任は問われることがなかった。また、親会社の責任を追及することによって、子会社だけではまかないきれなかった賠償額を取ろうとした。そこで、使われた理由付けは、法人格否認の法理であった。

そこで、法人格否認の法理が多国籍企業の活動によって生じた環境損害にどのように関わっているかを以下みていく。

法人格否認の法理は、アメリカ法やドイツ法において発展してきた法理であり、実効的な経営支配の有無を基準として親会社と子会社とを別々の法人と見ないで、子会社の法人を否定し、子会社は親会社と一体の法人として扱うという考え方である。

多国籍企業の関わる環境損害について見ると、それが直接には子会社の行為に起因するものであっても、親会社とその資本所有ないし経営支配を前提として、具体的な行為や措置をとったことが損害の発生に寄与している場合には会社法人格否認の法理を適用して、親会社の責任を追及していくことができることになる。<sup>(7)</sup>

村瀬教授は、最近の子会社の地位をsubstantially owned corporationとして、資本の所有関係で捉えるよりも、effectively controlled corporationとして、実効的な経営支配の有無を基準として重視することが多くなっているとし、環境損害に関わる企業活動については、特にこの後者の面が問題となると述べる。<sup>(8)</sup>

さらに、同氏は、企業責任の捉え方として、多国籍企業における会社間の結合関係だけで捉えられるか（状態規制説）、親会社が具体的な加害行為に加担していることの証明を必要とするか（行為規制説）が問題となるが、環境被害の場合、後者の法的構成を要求することは、被害者保護の観点から困難であるとしている。<sup>(9)</sup>

そして、立法論としては、被害者保護の観点から、少なくとも大規模な環境損害事件の場合には、有効な開示規制や立証責任の転換等の特別の手当が求められようとして述べている。<sup>(10)</sup>

また、同氏は、民事責任の履行確保のために、大規模災害においては、セヴェソ、ボパール、アモコ・カジスなどの事件のように、被害者側の国家が紛争の当事者として参加していることは注目すべきことで、このような国家による関与が多国籍企業に起因する大規模環境損害について、これを単なる民事上の問題から、国際法が直接関わる問題に転換させてきている契機になっていると思われると言っている。<sup>(11)</sup>

- (1) Tullio Scovazzi, "Industrial Accidents and the Veil of Transnational Corporations" International Responsibility for Environmental Harm, Graham & Trotman(1991), pp 397~403. 村瀬信也「国際環境法における国家の管理責任—多国籍企業の活動とその管理をめぐる—」国際法外交雑誌、第93巻第3・4合併号、国際法学会（1994）、140頁参照。
- (2) Scovazzi, op. cit. pp403~413. ボパール判決文、25ILM771, p771. 新美育文「インド・ボパールのガス漏出事故と被害者救済」ジュリストNo936(1989・6・15)、84頁。村瀬、前掲論文、134~135頁。David Dembo, Ward Morehouse, and Lucinda Wykle, ABUSE OF POWER -Social Performance of Multinational Corporations: The Case of Union Carbide-, New Horizon Press(1990)参照。
- (3) 中川涼司「マレーシア・ARE事件イポー高裁判決文」鹿児島経済大学地域総合研究所（1993.3）、p 53. 北沢義博・小島延夫・上柳敏郎「わが国企業の海外活動と環境問題—ARE事件マレーシア高裁判決の教訓—」NBLNo. 517, p20. 信澤久美子「マレーシアARE事件について—放射性廃棄物投棄事件をめぐる—」法学新報第13巻第11・12号（1997）、283頁。村瀬、前掲論文、140頁参照
- (4) 村瀬、前掲論文、140頁
- (5) Scovazzi, op. cit. pp413~421. 拙稿「海洋油濁事故と民事責任—アモコ・カジス号事件を通して—」明治大学大学院紀要第25集（1）、1988、129頁参照。
- (6) "The Amoco Cadiz", U.S. District Court, Northern District of Illinois Eastern Division, April 18, 1984, Lloyd's Law Reports 1984, vol.2, pp337~338. 村瀬、前掲論文、136頁

- (7) 村瀬、同138頁
- (8) 同、137頁
- (9) 同前
- (10) 同前
- (11) 同、138頁

### 3. 親会社本国と外国子会社間の関係を理論づける考え方

渉外事件における法の適用に関する国際法上の基本原則を宣言した1987年のアメリカ対外関係法第三リステイメントによると、一般に「国家が法的規制を及ぼしうる」基礎として、すなわち、国家管轄権行使の基礎として、属地主義、効果主義、国籍主義、保護主義を挙げている。

リステイメント402条では「(1) 国家は、403条の制限の下で、次の事項につき規律する管轄権を有する」として、「(a) すべての又は主要な部分が領域内でなされる行為、(b) 領域内に所在する人の身分又は領域内に所在する物に対する利益、(c) 領域外でなされる行為であって、領域内でその実質的效果を生じているもの、又はそのような効果を生じることを意図したもの」<sup>(1)</sup>と規定している。これらは、属地主義による管轄権の行使を述べており、とりわけ、C項は、効果主義と言われる。

ついで、(2)では、「領域内外における自国民の行為、利益、身分又は関係」という国籍主義を規定し、(3)で、「自国民以外の者による領域外の行為で、自国の安全又はその他の限られた種類の国家利益の侵害に向けられたもの」という規律管轄権の特別な基礎となる保護主義を述べている。<sup>(2)</sup>

しかし、これらの国家による管轄権の行使は相当性の原則に従わなければならないことになっている。人又は行為に対する管轄権の行使が相当であるかどうかを判断する要素として、403条2項には8つの要素が挙げられ、すべての関連する要素を事案に応じて斟酌することにより決定するとしている。<sup>(3)</sup>それは、

- (a) 行為と、それを規制する国家の領域との結びつき、すなわち、行為が国家の領域内でなされる程度、又は行為が領域に対し、若しくは領域内で実質的、直接的かつ予見可能な効果を生ぜしめる程度、
- (b) 国籍、居所又は経済的活動のような、規制する国家と規制される行為に主として責任を負う人との関連、又は国家とその規制により保護されるべき人との関連、
- (c) 規制される行為の性格、規制する国家にとってその規制が有する重要性、他国がその行為を規制する程度、及びその規制が一般に望ましいとして受け入れられる程度、
- (d) その規制によって保護され、又は損なわれる正当な期待の存在、
- (e) その規制が政治的、法的又は経済的な国際秩序にとって有する重要性、
- (f) その規制が国際秩序の伝統と一致している程度、
- (g) 他国がその行為を規制することに対して有する利害関係の程度、
- (h) 他国の規制と抵触する蓋然性、である。

さらに、(3)では「2つの国家がともに人又は行為に対して管轄権を行使することが不相当とはいえない場合において、これらの国家による規律が互いに抵触するときは、いずれの国家も、前項に掲げるものを含むすべての関連する要素を考慮して、管轄権を行使することに対して有す

る自国と他国の利益を同様に斟酌する義務を負う。国家は他国の利益が明らかに大きいときは他国に譲歩しなければならない。」と規定している。

これらのリステイトメントをふまえて属地主義、属人主義、効果主義の考えを以下述べることにする。

#### (1) 領域主権に基づく管理責任の考え方による理論付け

私人の行為については、その私人が所在する領域国に管理責任が課される。これは、トレイル溶鉱所事件仲裁判決で述べられた、「事態が重大な結果を伴い、かつ、煤煙による侵害が明白で確信的証拠により証明される場合には、いかなる国も、他国の領域またはそこに在る人命と財産に対してこの種の侵害を与えるような方法で、自国の領域を使用しまたはその使用を許す権利をもたない」という今日では確立している原則である。これは、領域内の私企業による重大な煤煙排出を黙認している国は、国際法上の義務の履行につき、「相当の注意」の欠如により、国際責任を負わなければならないことを認めたものであり、いわゆる「領域使用の管理責任」が国家に課される。

したがって、私企業の行為については、その私企業が所在する領域国に注意義務が課されることになるので、私企業が他国の法人格を得た場合には、私企業の責任はその国の領域主権の下に置かれる。それゆえ、多国籍企業の子会社は、法律的には受け入れ国の現地法人になっているため、経営支配の中核たる親会社の方は、領域原則に基づく管理と責任の国際法規則の適用を免れることになる。<sup>(4)</sup>

#### (2) 属人主義の考え方による理論付け

多国籍企業に対して、国際法上国家の管轄権を行使する場合の基礎として属人主義としての国籍主義を挙げることができる。

ここでは、外国子会社の活動に対して、多国籍企業の親会社本国は、国際法上どこまで法的規制を及ぼすことができるか、子会社の所在を基礎として、受け入れ国は国際法上どこまで多国籍企業の親会社又は統一体全体に法的規制を及ぼしうるか、が問題となる。<sup>(5)</sup>

アメリカのリステイトメントを例に挙げてみよう。<sup>(6)</sup>

414条の(1)は、「国家は第441条の定めに従うことを条件として、自国の法に基づいて設立された会社の外国支店の活動に関して、限定された目的の範囲内で規律管轄権を行使することができる。」と規定し、(2)では、「国家は、外国法に基づいて設立された会社が当該規制国家の国民により所有又は支配されていることを理由として、その会社の活動を通常は規律することはできない。ただし、第441条に従うことを条件として第403条により、国家が限定された目的の範囲内で関連外国団体の活動に関して次のいずれかの方法により管轄権を行使することは、不相当とされない場合がある。」として、「(a) 統一会計、投資家への開示、又は多国籍企業の合同租税申告書の作成等の事項に関し、親会社への命令による方法、(b) 例外的場合には、次に掲げる要素を含むすべての要素を考慮して、親会社又は子会社に対する命令による方法」を挙げ、さらにその方法として、「(i) その規制が、管轄権を行使する国家の重要な国家利益を促進するための計画の実施に関して持つ重要性の程度、(ii) その規制が一部をなす国家の計画が、外国の子会社にもその規制を適用することによってのみ効果的に遂行することが可能となる場合のその効果性の程度、(iii) その規制が、子会社が設立された国の法律又は政策と抵触するか又は抵



触のおそれがある場合のその程度」を挙げている。

本条は、多国籍企業が一国だけの国民ではなく、また、その活動は一国の領域に限定されないという意味において、402条の伝統的な管轄権の基礎にはそのまま当てはまらないという認識を示しているが、他人の所有及び支配による連結が国籍による連結と類似していると考えられるので、国家はやはり国籍主義の基盤に立って多国籍企業に対しても規律管轄権を行使することができるものとされる。

しかし、多国籍企業の外国支店と子会社とでは、親会社国の管轄権行使の程度が違う。

第1項により、多国籍企業の子会社が受入国内で設立されて親会社とは別法人になっているのに対して、外国支店はその必要がないのでその分、国籍を基礎として親会社国は外国支店に管轄権を及ぼしやすい。

それに対して、第2項では、外国子会社が当該規制国家の国民により所有又は支配されているという理由で、親会社国が外国子会社の活動に対して、通常は管轄権を行使しえない。子会社が外国で設立され、その国の法律の下に置かれるということは、親会社の管轄権の行使を制限することになるからである。

しかし、受け入れ国が外国資本の会社を自国の法律の下に置くといっても、親会社国のすべての権限を奪うことはできない。それは、逆に、企業も外国で設立することによって親会社国のすべての規制権限から逃れることはできないことを意味する。

親会社国は、414条(2)で示された、輸出入、外国為替取引・外国への信用供与、国際投資等国際取引に関する活動について、管轄権を行使することができる。

しかし、労働関係、衛生安全に関する行為、または、地域的環境の保護管理等のような主として地域的な活動に対して親会社国は一般的に管轄権を行使できないことになっている。

環境損害の文脈から言えば、地域的環境保護に関する子会社の活動には親会社国は管轄権を及ぼし得ず、また、子会社の国際取引に関する活動に限定された分野のみ親会社国が管轄権を行使できることから、国籍主義を基礎とした親会社国の管轄権行使は子会社が引き起こした受け入れ国の環境損害に対しては効果ある対策はとれないことになる。

一方、子会社国による外国親会社に対する管轄権の行使については、414条の条文にはないが、その注釈において、関連会社間の所有又は支配の結びつきを根拠として、一体化された外国の多国籍企業に対する受け入れ国の管轄権行使を認めているので、法人格否認の法理により受け入れ国が親会社に自国における子会社が引き起こした環境損害に対して損害賠償を請求できることになる。

### (3) 一国の独禁法を域外適用する際にとられる効果理論

外国での企業行動が自国の市場経済に深刻な影響を及ぼす事態が発生しているから、とりわけ独禁法の分野で、効果理論による域外適用がなされる。

アメリカでは、1945年のアルコア判決<sup>(7)</sup>以来、効果理論が定着している。EUにおいても、1984年のウッドパルプ事件判決<sup>(8)</sup>は、属地主義の拡大解釈をとったが、限りなく効果理論に近い考え方を示した。

アメリカの対外関係法第三リステイトメント402条の規定によると、効果主義とは、「領域外でなされる行為であって、領域内でその実質的效果を生じているもの、又はそのような効果を生じることを意図したもの」とされている。

その効果理論の意味するところは、ある程度以上の競争制限効果を自国領土内に生じさせる外国企業の行為に対して、自国独禁法の管轄権を認めることにある。

独禁法の域外適用についてアメリカは、域外における米国独禁法に違反する行為が、「直接にアメリカ市場に効果を及ぼすことを意図し、その結果実質的な損害を発生させ、かつそれが予測可能である」場合には、域外適用が正当化できると主張してきた。<sup>(9)</sup>

域外適用についてはリンクという考え方が重要視されているが、その理由は、ある私人の行為をいずれの国が規制することが主権の相互尊重や行為の実効的な規制にとって妥当であるかという問題であり、その管轄をその私人が属する国家が負うことになる。

奥脇教授は、「もっとも独禁法以外の分野において、少なくとも自国民が実効的に支配する企業が域外の子会社を通じて単に本国の国家法の公法的規制を回避するだけでなく、積極的にこれを無効化したり、あるいは国内法秩序を侵害する行為を行なう場合に、国家が何もできないというのはいかにもおかしい。」「こうした「効果」を通じて「経営意思」の国内法からみた不当性が明らかである場合には、その企業活動が物理的には国家の領域外でなされているに拘わらず、なお「土着」のものであり続けているようにみなして国内法を域外適用する可能性を完全に否定することはできない。」<sup>(10)</sup>と述べる。そして、例として、「域外での活動が国境を越えて本国に具体的な環境損害を発生させることが予見可能であるにもかかわらず、隣接国に子会社を設立して操業を行なうような場合」を挙げている。<sup>(11)</sup>

しかし、独禁法の分野で発達してきた効果理論を外国子会社が受け入れ国で引き起こした環境損害の問題に当てはめることができるのであろうか。前述したとおり、独禁法上の効果理論は自国市場に効果を及ぼすことを意図し、その結果、自国に実質的な損害を発生させ、かつそれが予測可能である場合に与えられることがその理論の本質であるので、多国籍企業の外国子会社が引き起こした環境損害に効果理論を拡張したとすると、親会社国にどのような実質的な損害を発生させることになるのであろうか。

(1) 国際法外交雑誌、第88巻第5号(1989)、80頁

(2) 同前

(3) 国際法外交雑誌、第88巻第6号(1990)、60頁

(4) 村瀬、前掲論文、143頁

(5) 松岡博「多国籍企業の法的規制」国際経済法第4号(1995)、14～20頁

(6) 国際法外交雑誌、第89巻第1号(1990)、83頁

リステイトメント441条は次の通りである。「外国国家強制」「(1)原則として、国家は、次に掲げる作為又は不作為を人に対して強制することができない。(a)他国の法律若しくはその者の国籍国の法律により禁止される行為を当該他国で行なうこと。(b)他国の法律若しくはその者の国籍国の法律により強制される行為を当該他国で行なわないこと。(2)原則として、国家は、自国内で、次に掲げる作為又は不作為を外国国籍を有する者に対して強制することができる。(a)ある行為がその者の国籍国の法律により禁止されている場合であっても、その行為を行なうこと。(b)ある行為がその者の国籍国の法律により強制されている場合であっても、その行為を行なわないこと。」国際法外交雑誌第89巻第3・4号(1990)、146頁

(7) 米国企業とカナダ企業が米国外において結成した米国市場向けのカルテルに関して、米国

独禁法（反トラスト法）をカナダ企業に適用することを認めた判決。この判決以後、米国の裁判所と政府機関は、効果主義による域外適用を一貫して実施してきている。小原喜雄「域外管轄権の不当な行使の抑制方法としての抵触法的アプローチの意義と限界」国際法外交雑誌第88巻第4号（1989）、10頁。滝川敏明「独禁法の域外適用—摩擦要因と調和への展望—」国際経済法第2号（1993）、3頁

- (8) 域外国（北欧と米国）の企業がEC域内への輸出価格を協定した事件。子会社などの拠点が域内に存在しなかったため、EC委員会は初めて効果主義のみを根拠として域外企業に競争法を適用した。この委員会決定がEC裁判所に上訴され、委員会の効果主義による域外適用の合法性をEC裁判所が審査することになった。EC裁判所判決は委員会決定を支持したが、効果主義ではなく、属地主義の拡大した解釈をその根拠とした。しかし、EC裁判所判決は、域外企業が域内に直接輸出している場合には、常に「協定を域内で実行した」と見なせるとの基準を示したもので、その意味では属地主義とは言っても、限りなく効果主義に近い。滝川、前掲論文、5頁。
- (9) 奥脇直也「企業の国際的事業展開と地球環境保護」国際経済法第4号（1995）、80頁
- (10) 同、82頁
- (11) 同前

#### 4. 国際環境保全の観点から見た多国籍企業の活動の規制

##### (1) スtockホルム人間環境宣言と国家の「管理責任」

最近、親会社の企業責任を、さらに何らかの形で、その本国が、国際法上の国家の責任において保証していくのでなければ、企業責任の履行を確保することは困難だと指摘されている。海外における企業活動についても、受け入れ国の国内法制が不十分な場合が多いということもあって、やはり親会社の本国が現地の子会社に対して何らかの規制を及ぼすよう求められており、しかもそれは国家の国際法上の義務として捉えるべきものとも主張されている。<sup>(1)</sup>

そうした主張の根拠の一つとして挙げられているのが、Stockホルム人間環境宣言原則21である。そこには、「各国は、自国の管轄権または管理の下の活動が、他国または自国の管理の外の区域の環境に損害を与えないよう確保する責任を負う。」と定めている。

この規定の中の「管轄権または管理」という文言に対して、本来、「管轄権」とは領域的管轄権を指し、「管理」とは、船舶の旗国や航空機の登録国などの場合の属人的管轄権を指すものと考えられてきたが、最近、「管理」の概念が「事実上の実効的管理」を含む形で拡張されてきている。そして、今日では、「管轄権」とともに「管理」も国家の保証責任の「独立かつ充足的な基礎」として捉えられるようになってきている。そこから、多国籍企業の親会社国が、外国子会社に対する「管理」の実効性を根拠に、保証責任を負う方向性が認められる。<sup>(2)</sup>

##### (2) 無差別原則

無差別原則とは、「国家は、単にその領域内で他国の環境に有害となる活動を抑止するという消極的な義務を負うだけでなく、この活動の結果として他国に生ずるおそれのある環境上の危険と侵害について、これを内国で生ずるものと同等に扱う積極的な義務を負う」<sup>(3)</sup> というものである。

具体的な内容として、①他国において不法妨害（ニューサンス）を生じさせるような活動に対しては、国の許可を要することとし、国内において適用されるのと同じの規準で行政的に規制すること、②域外の外国人被害者の権利を保護するため、行政手続上の当事者資格や出訴資格を平等にみとめること<sup>(4)</sup>などが挙げられている。

無差別原則を最初に明記した条約は、1976年に発効した北欧環境保護条約である。

同条約2条には、「環境上有害な活動を許認可し得るか否かを考慮するに際して、かかる活動が他の締約国内に惹き起こすか又はそのおそれのあるニューサンスは、当該活動が行われる国におけるニューサンスと同等のものとして扱われなければならない。」と、無差別原則を導入している。

これは、「各国内法が定める環境保護基準の同一化とその適用の均等化をはかるとともに、域外の外国人被害者に対して、行政手続上の当事者資格や出訴資格を平等に認めようとするものである」<sup>(5)</sup>。

結局、越境環境損害を防止し救済するための解決方法として、無差別原則は、「国家間の請求提起を介することなく、被害者個人に対して直接に汚染者負担原則の実現を保障するための、国内司法・行政レベルに移行した解決方式」である。<sup>(6)</sup>

越境損害に関する第一次的な責任（liability）について、「これを国際法主体としての国家ではなく当該の原因活動・産業の運用管理者に帰属させ、国内法上で直接にその責任を追及する」<sup>(7)</sup>方が実質的な解決方法であり、そのためには、無差別原則を導入することが必要となる。

しかし、同原則はこれまでのところ、「環境保護に関する共通の歴史的な基礎に基づく国内法制をもつ国相互間で、特定地域に限定して適用される場合が多く、なお普遍的に適用される国際法の構成部分になっているとはいえない」<sup>(8)</sup>というのが現状である。

1974年のOECD越境汚染原則勧告の附属書にも無差別原則が述べられているが、その内容として（a）越境汚染者は、自国内で適用されるのと同等の厳しさの実定法規に服すること、（b）越境汚染に適用される基準は、自国内で許される汚染レベルを越えないこと、（c）汚染者負担の原則を採用する国は、その原則を自国・他国のいずれを汚染したかを問わず、すべての者に適用すること、（d）越境汚染の被害者は、相手国内の被害者より不利に扱われないこと、が挙げられている。<sup>(9)</sup>

村瀬教授は、無差別原則が一般国際法上の原則として確立していけば、国内環境法の域外適用が正当化されるばかりか、むしろ国家の義務として観念されていくだろうし、「少なくとも、多国籍企業による環境破壊について、自国が実効的管理を及ぼしうるにも関わらず適切な措置をとらず、そのために大災害を引き起こしたというような場合には、国家はその不作為について、責任を負うことになりうる」と述べる。<sup>(10)</sup>

さらに、最近では、途上国企業も国際的な生産工程規制を受けるようになってきているので、環境基準の均等化、すなわち無差別原則の基盤が徐々に整備されてきているとみている。<sup>(11)</sup>

それでは、この無差別原則を外国子会社の活動から生じた環境損害事件にそのまま当てはめることができるであろうか。

無差別原則によって外国子会社の活動の結果生じた環境損害に、親会社の本国法、とりわけ国内環境法が受け入れ国に域外適用されることは、受け入れ国の主権との関わりで問題が残る。無差別原則が外国子会社の活動の結果生じた環境損害に適用されるためには、各国による環境保護に関する共通利害関係の確保が前提とならなければならないので、現状としては外国子会社の環

環境損害事件に一般国際法上の原則として無差別原則を機能させることは容易ではないと思われる。ただし、司法上の管轄権として、外国子会社受け入れ国の被害者が親会社を訴えるために親会社本国で訴訟を提起できうように当事者適格や出訴資格を親会社本国が認めることは比較的容易であろうし、立法上の管轄権として、自国に親会社がある多国籍企業にその外国子会社も含めて環境基準を遵守させることは可能であろう。

### (3) 環境と開発に関する国連会議 (UNCED) の諸原則と域外適用の困難性

奥脇教授は、UNCEDで採択された地球環境保護の諸原則は、「環境一般への危険と結びついた自国領域あるいは自国民への悪影響という「効果」と、原因行為者に対する「実効的支配」とを結びつけてなされる公法的規制の他国領域への「域外適用」に関して、これを正当化するために必要な共通の「国際基準」の設定を極めて困難にする要素を内在させている」という。そして、その要素に「持続可能な開発」「共通ではあるが差異ある責任」「予防原則」を挙げている。<sup>(12)</sup>

#### ① 持続可能な開発

この概念は、「将来の世代が自らの必要を満たす能力を損なうことなく、現在の世代の必要を充足するような開発」<sup>(13)</sup> あるいは「人々の生活の質的改善を、その生活を支える基礎である各生態系の能力の範囲内で生活しつつ達成すること」<sup>(14)</sup> と定義される。

この概念について、先進国と途上国間で共通の認識が形成されているとはいえず、どちらかと言えば、先進国は世代間の衡平の問題として捉えるのに対して、途上国は、開発の権利の方にウェイトがある。このような基本的な認識の上に立って、ストックホルム人間環境宣言ではその調整が試みられているが、リオ宣言でもそれは持ち越しになっている。各個別の条約でその国際基準を設定する方向で発展が見られるが、依然として、これが途上国にとって「開発」に傾いた概念であるとすれば、親会社の本国が外国子会社に対して国内環境規制法を「域外適用」することを国際基準によって正当化する余地を当面小さくし、また、域外適用がなされた場合の国家主権の対立を深刻化させる可能性を大きくするように思われる。<sup>(15)</sup>

#### ② 共通ではあるが差異ある責任

地球環境の保護をすべての国家が協力して実現する責任を持っているが、同時に各国の能力に応じて、また特に開発途上国の個別の必要および特別の事情に十分な考慮を払うことを義務付ける原則である。

たとえば、気候変動枠組み条約は4条1項で「すべての締約国は、それぞれ共通に有しているが差異のある責任、各国及び地域に特有の開発の優先順位並びに各国特有の目的及び事情を考慮」することになっている。同7項では、開発途上国が条約上の効果的な履行をできるかは、「先進締約国によるこの条約に基づく資金及技術移転に関する約束の効果的な履行に依存しており、経済及び社会の開発並びに貧困の撲滅が開発途上締約国にとって最優先の事項である」ことが述べられている。

このように、条約上は共通の責任としつつも、先進国と途上国間には画一の国際基準は存在しないことになる。そのため、この「共通であるが差異ある責任」の考え方は、先進国による環境規制法の域外適用を正当化する上では大きな障害となり、同時に、途上国にとっては、多国籍企業の本国の国内環境規制法を押しつけられることになりうる。<sup>(16)</sup>

### ③ 予防原則

深刻かつ回復不可能な環境損害を引き起こすおそれがある場合には、科学的に確実な証拠が十分でないからといって、これを理由に予防措置をとることを延期してはならないという原則である。<sup>(17)</sup>

より厳しい環境基準を前もって実施することは将来の地球環境保全にプラスになることは当然であり、そのような国内措置を親会社国が域外適用して外国子会社の活動を規制することは好ましいことである。<sup>(18)</sup>

しかし、奥脇教授は、この原則はそのような積極的な内容を持っていないのではないかと述べて、むしろ、「国家が条約によって定められる基準の実施を、原因行為と結果発生との相当因果関係が確実かつ客観的に立証されていないことを理由にして、サボタージュすることを抑制するための原則であり、自国が誓約した基準を実施している国に上乗せの基準の実施を要求するものではない」<sup>(19)</sup> という。

もし、予防原則を根拠に上乗せ基準を域外適用するとしたら、発展途上国の経済的・社会的な条件を十分に考慮する義務に抵触することになる。<sup>(20)</sup>

(1) 村瀬、前掲論文、132頁

(2) Francesco Francioni, "Exporting Environmental Hazard through Multinational Enterprises: Can the State of Origin be Held Responsible?" *International Responsibility for Environmental Harm*, p289

(3) 山本草二『国際法における危険責任主義』東京大学出版会(1982)、340頁

(4) 同前。村瀬、前掲論文、156頁

(5) 村瀬、同156頁

(6) 山本草二、「無差別平等原則」『国際環境法の重要項目』、日本エネルギー法研究所(1995)、130頁

(7) 同131頁

(8) 同135頁

(9) 畠山武道「国内法の適用による越境汚染の規制—米加酸性雨紛争と合衆国大気清浄法の適用可能性」『国際法と国内法』(山本草二先生還暦記念)、488頁

(10) 村瀬、前掲論文、156頁

(11) 同、157頁

同氏はまた、ストックホルム原則23や リオ宣言11原則などに「ある環境基準が先進国にとっては妥当であっても途上国にとっては不適切であり、不当な経済的・社会的負担をもたらすものとなりうる」と言及されているように、途上国に無差別原則を一般化していくことには大きな障害があるのは事実だが、他方で、「多国籍企業の子会社を受け入れた以上は、その途上国としても、資本所有ないし経営管理という機能的結合関係を黙示的に承認しているものと見なされるとすれば」、「機能的リンクを基礎として無差別原則の適用を主張することは、それなりに説得力をもつ議論ではないか」と述べている。

(12) 奥脇、前掲論文、85頁

(13) 『共通の未来』(1988)より

(14) 国際自然保護連合『新世界環境保全戦略』(1992)より

- (15) 奥脇、前掲論文、86頁
- (16) 同、88頁
- (17) 同、89頁
- (18) 同前
- (19) 同前
- (20) 同前

## 5. おわりに

多国籍企業は今や数の上では少数でも、地球的環境危機に対して大きな責任を持っている存在である。しかも、大気汚染や有毒廃棄物、安全性に欠ける生産活動に従事しているといわれ、また、自国では禁止されているような危険な有害物質や生産システムを途上国に輸出しているといわれている。

多国籍企業は様々な規模において巨大な存在になっているので、途上国にとっては、自国で操業する多国籍企業を規制したり、コントロールすることは極めて困難になっている。監視一つをとってみても、その企業に対する情報がなかったり、また公開されていなかったりして不十分なものとなる傾向がある。

そこで、国際レベル、多数国間レベルでの監視と規制が多国籍企業には必要であると指摘される。

多国籍企業を規制しようという案の代表的なものは、国連の多国籍企業行動規準であるが、1992年7月に非公式に廃案となった。このように、現実には、多国籍企業を規制する方途は今のところ成功していない。

途上国における環境汚染の発生は、進出企業が環境損害の発生の可能性に関して十分な情報を現地政府に提供しないまま許可を得て事業を展開したことが原因の場合が多い。企業が情報を独占してこれを隠匿し、また、その企業の本国政府も調査すればそれを知り得たにもかかわらず、現地政府に注意を喚起しなかったことが、途上国の環境に大きな損害をもたらす結果になる。

そこで、OECDの行動指針には企業の情報開示に関するものがある。しかし、これは、受け入れ国の主権を尊重する立場から、必要に応じて国際協力として情報提供をするということにすぎない。わが国の環境基本法もこの枠を超えるものではない。

このOECDの多国籍企業の行動指針は、先進国は、単に「ボランティア・ガイドライン」にすぎず、強制力を持った文書ではないと主張し、発展途上国はこれに条約と類似の強制力を与えることを主張して対立している結果、国家を拘束する文書となっていない。

しかも、これを国内法制化する動きも見られないことから、政府は多国籍企業の行動指針の実施には直接には関与しないように思われている。<sup>(1)</sup>

このように見てくると、多国籍企業の行動をとりわけ環境保全の文脈において規制することは、現状では困難であるので、必然的に親会社本国環境法を域外適用するという方式にならざるを得ない。

村瀬教授によると、親会社国は、属地的管轄権や本来的属人的管轄権が存在しない在外子会社に対して域外管轄権を及ぼしてきており、その例として、1982年のシベリアパイプライン事件を挙げる。そこでは、米国は米国系の在外企業を自国親会社の「受動的下部組織」と認定し、米国

輸出管理法を域外適用した。<sup>(2)</sup>

さらに、国家の事実上の管理が国家責任の基礎であるとする1971年のナミビアに関する勧告的意見を取り上げ、この勧告的意見を多国籍企業における親会社国に国家責任に類推して、親会社国は外国子会社に対して、事実上これを実効的に管理していく能力や手段を有しているのであるから、このような管理の実効性を基礎として非領域的な機能的リンクを媒介とする責任レジームが多国籍企業の外国子会社による環境損害に当てはまるとする。<sup>(3)</sup>

同教授は、このような国家責任の転換の背景には、対象となる「環境損害」の内容に新たな要素が加わったことが指摘されると述べる。すなわち、伝統的な国際環境法のもとで想定されていた環境汚染の形態は「物理的・自然的な媒体」によるのもであったが、今日の多国籍企業による「環境汚染」は、その媒体が、親会社から子会社への経営支配や危険物資の輸出・有害技術移転など、「人為的・経営的媒体」によるものであるという。<sup>(4)</sup>

多国籍企業の親会社と外国子会社との紐帯は親会社の子会社に対する実効的支配関係による法人格否認の法理によってほぼ解決がつく問題であろうが、親会社本国と外国子会社との関係については、様々な理論が展開されていることは前述したとおりである。

しかし、多国籍企業という私人の活動を親会社国がどう規制していくかについては、子会社受け入れ国の領域主権との関係で難しい問題である。だが、少なくとも、多国籍企業の親会社国は、自国にある親会社が、その実効的に支配する外国子会社の引き起こした環境損害に対して、責任を回避出来ないような法整備をしていく必要があるだろう。

- (1) 奥脇、前掲論文、72頁
- (2) 村瀬、前掲論文、144頁
- (3) 同、144～145頁
- (4) 同、146頁

(本稿は平成10年度文教大学国際学部共同研究費による研究成果の一部である。)